

国の「電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金」に伴う

ガス料金・電気料金の値引きについて

平素より幸手都市ガスのガス・電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は、経済産業省の「電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金（以下、「本事業」）」実施に伴い、2026年8月検針分から2026年10月検針分（2026年7月使用分から2026年9月使用分）のガス料金・電気料金の値引きを行います。なお、本事業による値引きに際して、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

1. 値引き単価（政府補助金単価）および適用月

（税込み）

| 年月(検針月) | 2026年 | | |
|---------------------------|------------------|------------------|-------------------|
| | 8月検針分 (7月使用分) | 9月検針分 (8月使用分) | 10月検針分 (9月使用分) |
| ガス料金(1m ³ あたり) | 14.0円 | 18.0円 | 14.0円 |
| 電気料金 (1kWhあたり) | 3.5円 | 4.5円 | 3.5円 |
| 低圧 | | | |

※上記の電気料金（低圧）のうち、需給開始日と需給開始日以降到来する検針日が同月となる場合は、その電気料金には前月下旬に確定する燃料価格を適用するため、翌月検針分の電気料金に適用される値引きを適用します。（例：2026年9月1日需給開始、2026年9月10日検針の場合、その電気料金には3.5円/kWhの値引きを適用）

<法人向けの大口ご契約について>

- ・ ガスについて、「2026年7月末日検針分・2026年9月末日検針分」は14.0円/m³（税込み）値引き、「2026年8月末日検針分」において、18.0円/m³（税込み）値引きいたします。

2. 標準家庭における影響額

（税込み）

| | 2026年8月・10月検針分 | 2026年9月検針分 |
|----------|-------------------------------|-------------------------------|
| ガス料金 | 14.0円×30m ³ = 420円 | 18.0円×30m ³ = 540円 |
| 電気料金(低圧) | 3.5円×400kWh = 1,400円 | 4.5円×400kWh = 1,800円 |

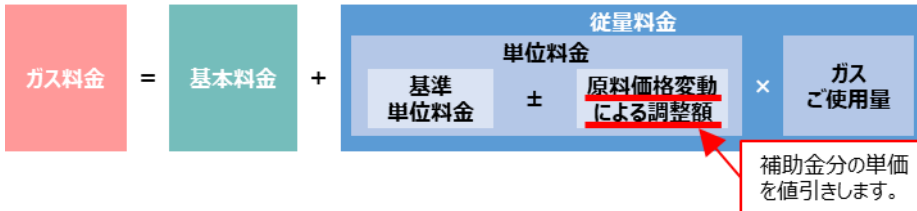
※上記は、月あたりガス使用量30m³、電気使用量400kWhの場合の計算例です。

※実際のお客さまへの値引き額は、上記にならない「値引き単価」×「ご使用量」にて計算できます。

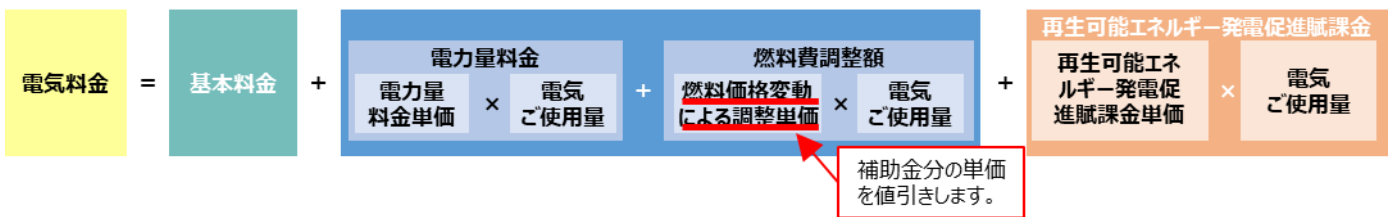
3. 補助金を適用した値引きの方法（算定式）

ガスは、単位料金を算定する際の「原料価格変動額による調整額」から補助金分を差し引いております。
電気は、燃料費調整額を算定する際の「燃料価格変動による調整単価」から補助金分を差し引いております。

<ガス料金の補助金適用イメージ>



<電気料金の補助金適用イメージ>



<毎月適用する単価のお知らせ>

補助金適用前後の調整単価は、検針月の前々月末（例：2026年8月検針分は、2026年6月末）に、当社または東京ガスホームページで公表する予定です。

当社・東京ガスホームページ

- ・ ガス料金の調整単価
下記 URL の「ガス料金について－ガス料金単価表」（幸手都市ガスのホームページにリンクします）
http://www.sattetg.co.jp/stg/ryoukin_folder/ippan01.html
- ・ 電気料金の調整単価
下記 URL の「燃料費調整制度」（東京ガスのホームページにリンクします）
https://home.tokyo-gas.co.jp/gas_power/plan/power/adjustment.html

4. 本事業に関するお問い合わせ先

| 問い合わせ先 | 連絡先 | 受付時間 |
|--------|------------------------------------|---------------|
| 経済産業省 | 電気・ガス料金支援 お問い合わせ窓口 0120-013-305 | 平日：9:00～17:00 |

※事業概要は、以下のページよりご確認ください。

[電気・ガス料金支援 | 経済産業省 資源エネルギー庁](#)

※本事業による値引きを受けるにあたってのお客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

5. その他の留意事項

<ガス料金と電気料金の適用月について>

ガス・電気ともに当社とご契約のお客さまにおいては、検針のタイミングが異なることにより、ガス料金と電気料金で、値引きが開始される請求月に差が生じる場合があります。(値引きが終了する請求月にも同じ差が生じますので、どのお客さまにも同じ月数の値引きを適用いたします)

お客さまの検針月は、毎月の各検針票における「ガスご使用量のお知らせ」下の「〇〇年〇月分」及び「電気ご使用量のお知らせ」下の「〇〇年〇月分」よりご確認ください。

お客さまへの請求料金に関しては、当社窓口（下記）までお問い合わせください。

※ お客さまが本事業による値引きを受けるにあたって、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

■当社窓口「総務部」

電話 0480-42-4311 受付時間 9:00～17:00（年末年始を除く）

以上